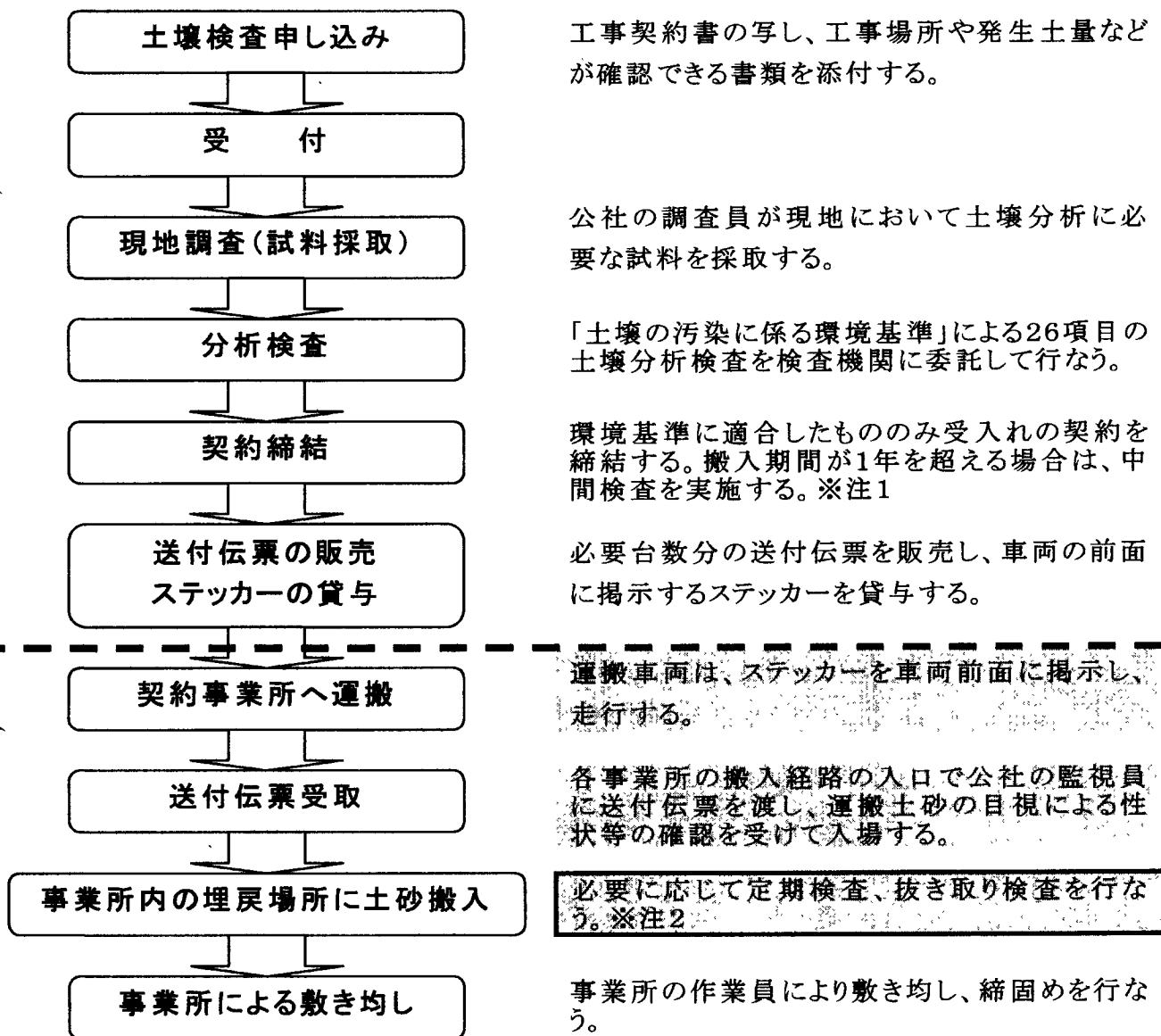


建設発生土の搬入及び監視体制について

財団法人城陽山砂利採取地整備公社埋立処分地管理運営規程に基づき公共工事及び民間工事から発生する建設発生土を山砂利採取跡地に受入れ、埋戻を行なっている。

建設発生土受入れフロー図



※注1 中間検査とは、搬入予定期間が概ね1年を超えるものについては、再度「土壌の汚染に係る環境基準」による26項目の土壌分析検査を検査機関に委託して行なうもの。

※注2 定期検査とは、毎月1回埋戻を行なった土について「土壌の汚染に係る環境基準」による26項目の土壌分析検査を検査機関に委託して行なうもの。

抜き取り検査とは、年2回運搬車両から直接試料を採取し、「土壌の汚染に係る環境基準」による26項目の分析検査を行なうもの。

城陽山砂利採取地整備公社の検査内容

検査の種類及び内容

種別	対象となる工事、残土	実施時期	検査項目	検体採取方法	検体採取数
事前検査	全て	搬入前 随時	26 項目	下記のとおり	原則として 1検体/工事
中間検査	概ね1年以上継続する工事	搬入開始 1年後	26 項目	下記のとおり	原則として 1検体/工事
抜取検査	搬入予定量が500立方メートル以上の工事を対象とし、原則的には事前分析結果が基準値に近い場合、その他必要性が認められる工事から発生した残土	概ね年2回	9 項目 (26 項目)	搬入車両から採取	1検体/車両
定期検査	毎月 残土の受入を行なっている全ての事業所 但し1ヶ月間搬入がなければ省略することができる	月1回	9 項目 (26 項目)	搬入土から採取	1検体/事業所
	年1回 残土の受入を行なっている全ての事業所	年1回	26 項目	搬入土から採取	1検体/事業所

備考)検査項目の()書きは、平成19年度から実施している内容です。

試料採取方法

道路等	河川等
<p>【工事延長による場合】 100m以下3箇所程度 100mを超える毎に1箇所追加 1工事1検体は1000m未満を限度する</p> <p>【工事面積による場合】 500㎡以下は3箇所 500～1000㎡は4箇所 1000～1500㎡は5箇所 1500㎡以上は概ね500㎡につき1箇所採取箇所を増やす。</p>	<p>【河川浚渫工事】 100m以下は3箇所程度100mを超える場合は50mを超えるごとに1箇所採取箇所を増やす。</p> <p>【河川改修工事】 100m以下は3箇所程度100mを超える場合は100mを超えるごとに1箇所採取箇所を増やす。</p> <p>【池沼工事】 流出入口及び岸辺を3箇所採取する。</p> <p>【湖及び港湾工事】 河口及び海岸を含み3箇所採取する。</p>

城陽山砂利採取地整備公社の土壤検査結果

I. 定期検査

(単位:mg/L)

年度	不適合項目 (基準値)	分析値	再検査値	措置等
平成 16 年度 総検査数 94 件	砒素(0.01以下)	0.013	0.004	
	砒素(0.01以下)	0.012	0.009	
	砒素(0.01以下)	0.055	0.073	場外搬出
	ふっ素(0.8以下)	1.00	0.52	
平成 17 年度 総検査数 95 件	砒素(0.01以下)	0.014	0.003	
平成 18 年度 総検査数 102 件	六価クロム (0.05以下)	0.065	ND	場外搬出
平成 19 年度 (4月末現在) 総検査数 9 件	なし	—	—	

II. 抜取り検査

年度	不適合項目 (基準値)	分析値	再検査値	措置等
平成 16 年度 総検査数 10 件	なし	—	—	
平成 17 年度 総検査数 11 件	なし	—	—	
平成 18 年度 総検査数 12 件	なし	—	—	
平成 19 年度 (4月末現在) 総検査数 0 件	—	—	—	